

葛巻町農業委員会
第32回総会議事録

1 日 時 平成30年1月22日(月) 午後1時30分から午後2時16分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について

議案第5号 葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について

議案第6号 葛巻町農業委員会小委員会規則の一部改正について

議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の一時的現状変更完了報告書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子 ⑤ 橋 秀 子

⑥ 芳 田 聡 ⑧ 藤 森 雅 美 ⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄

⑪ 坂 井 徳 身 ⑫ 藤 岡 俊 策 ⑬ 落 宰 勝 ⑭ 久 保 淳

⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 欠席委員

② 馬 場 正 俊 ⑦ 川 崎 美由起

6 議事録署名委員

⑧ 藤 森 雅 美 ⑨ 長 峯 一 雄

7 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

お疲れ様です。ただ今から第32回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入りたいと思います。
よろしく願いいたします。

【あいさつ】

会 長

ご苦労様です。
新年が明けまして1カ月が経とうとしておりますが、改めまして今年もよろしく願いいたします。今年、任期最後の年になります。8月19日までの任期ではありますが、おそらく7月の総会が全員で集まる最後の機会かと思っております。残すところあと半年ですが、最後の期間、活動を一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。
また、来月から新体制に向けた改正に向けての作業が本格的に始まります。2月の上旬に町内4カ所で説明会を開催し、2月の下旬から公募を始めるという日程のようです。このことにつきまして、あとで事務局から説明があるかと思っておりますが、色々と忙しくなるかと思っておりますので、皆さんもご協力よろしく願いいたします。

【開 会】

議 長

それでは、総会に入ります。
ただ今から、葛巻町農業委員会第32回総会を開会いたします。
本日の出席委員は16名中14名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。
なお、2番馬場委員、7番川崎委員から欠席の連絡がありましたので報告いたします。
本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

《日程第 1 》

議 長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名委員は、8番藤森委員、9番長峯委員のお二人を指名いたします。
また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

《日程第 2 》

議 長

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3 》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長
事務局長

【事務局長 挙手】

事務局長。

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

| 月 日 | 内 容 | 出 席 者 |
|-------------------|--|---------------------------------------|
| 1月4日(木) | 新年交賀会 (町内 グリーンテージ) | 会長/会長職務代理者 /森委員/長峯委員/ 藤森委員/川崎委員 |
| 11日(木) ～12日(金) | 市町村農業委員会会長職務代理者・部会長等研修会 (盛岡市 ホテル紫苑) | 会長職務代理者 馬場委員 |
| 15日(月) | 現地確認調査 (町内) | 落字委員/木戸場委員 /事務局長/主幹 |
| 16日(火) | 第2回葛巻町産業振興協議会委員会 (役場 第4会議室) | 会長 |

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

議 長

【「なし」の声】

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

議 長

《日程第 4》

次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

議 長

【事務局長 挙手】

事務局長。

事務局長

議案書は、1ページをご覧ください。

今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

1番の案件は●●第●●地割字●●の畑546㎡で、●●●の●●●●さんの農地を、同地区の●●●●さんが無償で譲り受けようとするものです。

申請地の位置図は、6ページをご覧ください。対象農地は譲受人である●●さんの自宅裏にあり、所有者が農地を管理できないことから今回の申請に至ったものです。

調査書は4ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

2番の案件は議案書1から3ページをご覧ください。田3筆8,709㎡、畑19筆34,373.58㎡、

議長 挙手全員です。
よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することを決定いたします。

《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は21ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は一時転用の案件2件で、いずれも●●●●の携帯電話無線基地局設置に伴う工事用地でございます。

1番の農地の所在は●●第●●地割字●●●●の畑1筆1,114㎡の一部を使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりです。位置につきましては25ページをご覧ください。鉄塔建設予定地は、国道●●●●号●●●●●●●●●●手前から右手方向の旧道に入る付近にある農地です。26ページに今回の平面図を添付しております。資材置場やクレーンの設置を含む工事仮設用地として179.96㎡を使用するもので、期間は許可日から2カ月を予定しております。22ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているのとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

21ページにお戻りください。2番の農地の所在は、●●第●●地割字●●●●の畑1筆177㎡の一部を使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりです。位置につきましては32ページをご覧ください。鉄塔建設予定地は、国道●●●●号●●●●の右手付近にある農地です。次のページに今回の平面図を添付しております。資材置場やクレーンの設置を含む工事仮設用地として156.78㎡を使用するもので、期間は許可日から2カ月を予定しております。29ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているのとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、いずれの携帯電話無線基地局の建設計画につきましても、同日付で●●●●株式会社から提出されておりますので申し添えます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。

現地確認結果の報告を13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。

13番 現地確認結果を報告します。いずれの案件も携帯電話無線基地局の工事用地で、国道●●●号脇の草地に設置しようとするものです。工事にあたっては鉄板を敷設して行われることや、1番の案件は国道及び山林、2番の案件は主要地方道及び河川に囲まれていることから農地への影響は少ないと思われま。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

議長 以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明について、1番の案件は13番落宰委員が現地確認を行っておりますので省略し、2番の案件を12番藤岡委員にお願いします。

議長 【12番藤岡委員 挙手】

12番 藤岡委員。

議長 現地確認者の説明のとおり、相違ありません。

議長 以上で説明が終わりました。

議長 これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

議長 【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

議長 【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

議長 《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

議長 事務局より議案の説明を求めます。

議長 【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は36ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく「利用権設定」の農用地利用集積計画について、ご説明いたします。

議長 1番の案件は、●●第●地割字●●●の畑524㎡で、同地区の●●●さんの農地でございます。労力不足のため、同地区の●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸

借期間は記載のとおりです。

2番の案件は、●●第●●地割字●●●の田1,155㎡、畑4筆9,723㎡、5筆合計10,878㎡で同地区の●●●●さんの農地でございます。

次のページでございます。3番の案件は、●●第●●地割字●●の畑16,837㎡で●●地区の●●●●さんの農地でございます。

2番及び3番の案件とも労力不足のため、●●●地区の●●●●さんに貸し付けるもので利用目的及び賃借料、貸借期間はいずれも記載のとおりです。

4番の案件は、●●第●●地割字●●の畑17,104㎡で、●●●地区の●●●●さんの農地でございます。労力不足のため、同地区の●●●●さんに貸し付けるもので、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

なお1番から4番までは基盤法による貸借を行っていた農地で、再設定となるものです。

続きまして、37ページの5番から44ページの23番までは、すべて労力不足若しくは経営廃止のため、公益社団法人岩手県農業公社に貸し付けるものでございます。

まず5番の案件は、●●第●●地割字●●の田941㎡で同地区の●●●●●●さんの農地で、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりでございます。

6番から21番の案件は、昨年8月25日に●●地区農地有効利用説明会を開催し、これまで相対で貸借していた農地について協議が整ったものを農地中間管理事業を活用して貸借するものでございます。利用権を設定される方、いわゆる出し手の方は17名で田49筆50,851㎡、畑18筆41,630㎡、合計67筆92,481㎡の農地を飼料畑として借り受けるものでございます。10a当たりの賃借料は受け手の方々が協議を行い、田は5,000円、畑は3,000円で、すべて同一の単価となっております。貸借期間は、いずれも今年3月1日から10年間でございます。

続いて43ページの下段をご覧ください。22番の案件は●●第●●地割字●●の田1,525㎡で、同地区の●●●●さんの農地で、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

次のページでございます。23番の案件は●●第●●地割字●●の畑3筆合計35,072㎡で、●●●●地区の●●●●●●さんの農地で、利用目的及び賃借料、貸借期間は記載のとおりです。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【15番坂待会長職務代理人 挙手】

議長 坂待会長職務代理人。

15番 はい。●●地区の利用集積ということで聞いておりましたが、この案件につきましては、確か4年前から地権者等々と相談をしながらまとめていただいたものだと記憶しております。大変ご苦勞様でありました。次の案件で出てくるのかもしれませんが、担い手は全部で何名になったのでしょうか。次の案件の別紙の3名ということでよろしいのでしょうか。

また、報告を受けているのであれば、集積率がどのくらいになるのかもお願いします。

【主幹 挙手】

議長 落合主幹。

主 幹 はい。●●の集積につきましては鋭意進めて参りましたが、現在のところ契約を予定されている方は4名でございます。●●●●さん、●●●●さん、●●●●さんについては、半分程度契約が進んでいるという状況でございます。●●さんにつきましては、全部契約の運びになりますと、ご自分の所有地を含めて約19haになります。●●地区全体で申し上げますと、こちらで取り纏めているものは560筆165haを予定しておりますが、そのうち集積として今借りている方の分を含めると、全体の43%くらいまで見込めるのではないかと考えております。契約につきましては、来月2月の総会に残りの部分をかける予定にしておりますし、●●●●さん、●●●●さんにつきましても、現在進行中でございます。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議 長 坂待会長職務代理者。
15 番 わかりました。ありがとうございます。

【12番藤岡委員 挙手】

議 長 藤岡委員。
12 番 今回の件ですけれども、以前は契約の内容を図面で表されたものがあったかと思うんですけども、そういうものを今回も提案していただきたいと思います。そして、今後どのように進めて行くのかを協議する場を設けていただきたいと思います。

【主幹 挙手】

議 長 落合主幹。
主 幹 それでは、年度末までに現在進めている部分がまとまるかと思っておりますので、新年度早々にも、残っている土地をどのように活用していくかということで、皆様にご検討していただく機会を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【12番藤岡委員 挙手】

議 長 藤岡委員。
12 番 よろしく申し上げます。それから、いつも話をしている基盤整備についても借りる本人が必要かどうかを確認して、必要なのであれば貸し手の方にもそういった進め方をさせていただければと思いますが、どうでしょうか。今のままですと、作業をするのに大変だと思います。

【主幹 挙手】

議 長 落合主幹。
主 幹 はい。そちらにつきましては、検討させていただきたいと思います。集積が地域集積協力金の対象になれば、その協力金をもって一部を段差解消等に当てることはできるかと思いますが、集積率が上がらないと地域に対する協力金が入ってこないことになりますので、その部分を含めて検討させていただきたいと思います。

議 長 他にございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題に供します。

この案件は13番落宰委員が権利設定を受ける当事者となりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当するため、退席していただくこととなります。

【13番落宰委員 退席】

議長 それでは、議案第4号の1番の案件について事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。
事務局長 議案書は45ページをご覧ください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見を付すためにお諮りするものです。

1番から7番の案件は、すべて先ほどの議案第3号でご審議いただいた農地でございます。農地中間管理機構の公益社団法人岩手県農業公社から、それぞれ受け手に配分するものです。

1番の配分案については、●●●●●さんの農地941㎡については、別様の資料No.1の一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討しています。適合性の4つの項目において最も評価が高く、優先順位1位となった●●●●●さんに配分を予定しているものでございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。
議案第4号の1番の案件について質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち1番の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち1番の案件について、原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

13番落宰委員は、入室してください。

【13番落宰委員 入室】

議長 それでは議案第4号の2番から7番の案件について、事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は45ページからご覧ください。

併せて、別様の農用地利用配分計画案一覧表を1枚おめくりいただき、優先順位検討表がございますので、ご覧ください。

なお、2番から4番の配分案は、先ほど議案第3号でご説明いたしました、配分理由といたしましては、地域農業マスタープランに基づいた地域内の話し合いの結果、中心経営体への集積及びその集積に協力するためのものがございます。このため、従来の優先順位による検討ではございませんのご留意願います。

2番の配分案は、●●地区の●●●●さんに配分を予定しているもので、議案書49ページをご覧ください。所有者13名の田39筆42,047㎡、畑15筆34,063㎡、54筆合計76,110㎡を配分するものがございます。

議案書は50ページになります。3番の配分案は所有者4名の田8筆6,506㎡、畑2筆6,839㎡、10筆合計13,345㎡を●●地区の●●●●さんに配分を予定しているものがございます。

次のページをご覧ください。4番の配分案は、●●●●地区の●●●●●●さんの田2筆2,298㎡、畑728㎡、3筆合計3,026㎡を●●地区の●●●●●●さんに配分を予定しているものがございます。

続きまして5番の配分案は、●●●●さんの田1,525㎡については、別様の資料No.5の一覧表に記載されている5名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●●さんに配分を予定しているものがございます。

次の6番の配分案は●●●●●●さんの畑、2筆合計24,245㎡については、別様の資料No.6の一覧表に記載の4名で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●●さんに配分を予定しているものがございます。

次のページをご覧ください。7番の配分案は、●●●●●●さんの畑10,827㎡については、別様の資料No.7の一覧表に記載されている4名の借入希望者の中で検討し、同じく適合性の4項目において評価が高かった●●●●●●●●さんに配分を予定しているものがございます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。ただ今の議案第4号の2番から7番の案件について、質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、2番から7番の案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第4号「農用地利用配分計画案に対する意見について」のうち、2番から7番の案件について原案のとおり承認することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「議案第5号 葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」を議題に供します。

議長 事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は54から55ページをご覧ください。

事務局長 この規則は、推薦及び応募の手続き等において、農業委員の選任に関する規則に準じて制定するものでございます。相違点は、農業委員は認定農業者などの任命要件がございますが、推進委員にはございません。また、推進委員については担当区域を定めて募集することとされており、体育振興会区域毎に2名、農地面積の少ない中部B地区は1名の計11名の募集を行うものでございます。詳細につきましては、先月の総会終了後にご説明しておりますので割愛させていただきます。

事務局長 以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第5号「葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第5号「葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の制定について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 9》

議長 次に日程第 9「議案第 6 号 葛巻町農業委員会小委員会規則の一部改正について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は59ページからご覧ください。

この小委員会規則の一部改正は、今年 8 月 20 日からの新制度移行後における定数及び構成、所掌事項などを変更するものでございます。

主な変更点は、農地小委員会は農地利用最適化推進委員 11 人以内で、農政小委員会は会長及び会長職務代理者を除いた農業委員 7 人以内で構成するものでございます。

また、所掌事項については「農地等の利用の最適化の推進」に合わせた内容に変更するものでございます。詳細につきましては、選任規則と同様に先月の総会終了後にご説明しておりますので割愛させていただきます。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第 6 号「葛巻町農業委員会小委員会規則の一部改正について」を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第 6 号「葛巻町農業委員会小委員会規則の一部改正について」は原案のとおり決定いたします。

《日程第 10》

議長 次に日程第 10「議案第 7 号 荒廃農地に係る非農地判断について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は62ページをご覧ください。

今回、ご審議いただく筆数は 2 筆で、面積は 2,874m²でございます。

なお、1 番は先月の総会で保留となった案件で、所有者が施設入所しているのではとのご

質問がございましたが、所有者は平成26年2月に他界しており、相続人代表である滝沢市の●●●●●●さんからご承諾をいただいたものでございます。

2番の案件も同一所有者で、農地パトロールの際には確認しておりませんが、法務局提出用の写真撮影を事務局で行った10月19日に、新たな「荒廃農地」を近隣に発見したことから、併せて非農地判断をお願いするものでございます。

1番及び2番の現況については、63から64ページの写真のとおりとなっております。
以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第7号「荒廃農地に係る非農地判断について」は、2筆を「非農地」と判断することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第7号「荒廃農地に係る非農地判断について」は、2筆を「非農地」と判断することに決定いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、65ページをご覧ください。

1番の農地は、●●第●●地割字●●●の畑、2筆16,878㎡で、借受人は引き続き耕作を行う予定ですが、農地中間管理事業を活用して契約するために合意解約するものでございます。賃貸人及び借借人、解約届出日等は、記載のとおりです。

次に2番の農地は、●●第●●地割字●●の畑1,598㎡で、数年前から別の方が耕作していたようです。経営移譲に伴い正式に返還することから、合意解約を行うものです。

3番の農地は、●●第●●地割字●●の畑20,962㎡で、1番と同様に借受人の後継者が引き続き耕作を行う予定ですが、農地中間管理事業を活用して契約するために合意解約するもので、貸付人及び借受人、解約届出日等は、記載のとおりです。

- 以上でございます。
- 議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。
- 議長 【「なし」の声】
- 議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。
- 議長 《日程第12》
- 議長 次に日程第12「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。
- 事務局より報告事項の説明を求めます。
- 議長 【事務局長 挙手】
- 事務局長 事務局長。
- 議長 議案書は66ページをご覧ください。●●地区の●●●さんが、平成28年9月12日に永久転用の許可を受けた案件の第1回目の工事進捗状況報告書を1月5日に受理いたしました。この案件は、事務局でも何度か連絡しましたが、県からの督促を受けて提出されたものです。1月15日に落宰委員、木戸場委員とともに進捗状況を確認して参りました。
- 議長 以上でございます。
- 議長 この事案は現地確認が行われております。
- 議長 現地確認結果の報告を13番落宰委員にお願いします。
- 議長 【13番落宰委員 挙手】
- 議長 落宰委員。
- 議長 13番 現地確認の結果を報告します。
- 議長 この案件は平成28年8月の第14回総会において、資材置場及び駐車場として永久転用することを許可相当と決定したものです。現地は黒土を撤去して敷地内にまとめて置いてある状況で、積雪もあることから、雪解けを待って採石を敷き詰めて転圧する予定とのことで、進捗状況は80%程度となっております。水道工事業の仕事の合い間に、自ら整地等を行っていたため、当初の予定より大幅に遅れてしまったとのことです。
- 議長 以上です。
- 議長 次に地区担当委員の補足説明を、15番坂待会長職務代理者をお願いいたします。
- 議長 【15番坂待会長職務代理者 挙手】
- 議長 坂待会長職務代理者。
- 議長 15番 この案件につきましては、私の所有地に隣接している場所になりますが、先ほど現地確認者から報告がありましたとおり、28年から進めていたところではありますが、本職の仕事が忙しいようで、延び延びになってきた案件であります。これによりますと、3月末までには砂利を敷いて資材置場等として使用することのようであります。現地確認時にも確認をいただいているかと思いますが、もし、砂利を敷かないままであるということであれば、雨の日に

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第14》

議長 次に日程第14「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあれば、お願いします。

【「特にありません」の声】

議長 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第32回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成29年1月29日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____